

平成 22 年 1 月からの船員保険制度改正 (次のような点に特にご留意ください)

平成 22 年 1 月から船員保険制度が大きく変わります。

この資料は、主に、船員保険制度に加入いただいている被保険者、受給者の皆様、船舶所有者の皆様を対象として、

- ・ 今回の制度改正で、手続きや窓口がどのように変わるのか
- ・ 新制度への移行に際し、特にご注意いただきたい点は何かを簡潔にまとめたものです。

制度をご利用いただく際の参考にご活用ください。

平成 21 年 11 月

社会保険庁

【平成 22 年 1 月からの手続きや窓口】

（運営主体の変更）

- 船員保険制度の運営主体が社会保険庁から全国健康保険協会に変わります。
 - ・これまで船員保険制度を運営してきた社会保険庁が廃止されることに伴い、新船員保険制度の運営主体（保険者）は、全国健康保険協会に変わります。ただし、船員保険制度の適用や保険料徴収（疾病任意継続被保険者の方を除く）は、厚生年金の運営主体である日本年金機構が行います。
 - ・これまで船員保険制度で実施してきた労災保険相当部分（職務上疾病・年金部門）と雇用保険相当部分（失業部門）は、一般制度である労災保険制度と雇用保険制度にそれぞれ統合され、厚生労働省が運営します。

（手続き・窓口の変更）

- 制度の適用や保険料納付の窓口は、社会保険事務局・社会保険事務所から、年金事務所、都道府県労働局、労働基準監督署または公共職業安定所になります。
 - ・これまで、社会保険事務局または社会保険事務所の窓口で行っていた資格関係の届出や保険料の納付の窓口は、次のようになります。
 - 船員保険関係の届出・納付 : 年金事務所（旧社会保険事務所）
 - 労災保険関係の届出 : 労働基準監督署
 - 事業主の方が行う雇用保険関係の届出 : 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所
 - 労働保険料の届出・納付 : 都道府県労働局
 - ・ただし、船員保険関係のうち、疾病任意継続被保険者の加入・保険料納付の手続きは、全国健康保険協会（船員保険部）が窓口となります。
- 平成 22 年 1 月以降の保険給付関連業務は、船員保険は全国健康保険協会、労災保険は労働基準監督署、雇用保険は地方運輸局、公共職業安定所等が窓口となります。

- ・これまで、社会保険事務局・社会保険事務所や地方運輸局等の窓口で行っていただいていた保険給付の窓口は、次のようになります。

船員保険の給付 : 全国健康保険協会本部（船員保険部）

労災保険の給付 : 労働基準監督署

雇用保険の給付 : 本人の住居所を管轄する地方運輸局等（これまでと同じ）

- ・なお、雇用保険の給付については、離職後、船員以外の求人をお探しになる場合は本人の住居所を管轄する公共職業安定所が窓口となります。

また、雇用保険のその他の給付窓口は以下のとおりとなります。

教育訓練給付 : 本人の住居所を管轄する公共職業安定所

雇用継続給付 : 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

● **職務上疾病・年金部門の給付業務については、経過措置があるので、ご注意ください。**

- ・平成 21 年 12 月以前に発生した職務上の事故により医療機関で受診されている方については、平成 22 年 1 月以降もこれまでどおり船員保険で受診していただくことになります。

- ・平成 21 年 12 月以前に発生した職務上の事故による現金給付（傷病手当金等）については、平成 22 年 1 月以降も、これまでどおり船員保険制度の給付となりますので、全国健康保険協会に申請していただくことになります。

- ・平成 21 年 12 月以前に発生した職務上の事故により職務上年金を受給されている方については、上乘せ部分（特別支給金）を含め、平成 22 年 1 月以降も、これまでどおり船員保険制度の給付として、全国健康保険協会から支給されます。

- ・ただし、昭和 61 年 4 月の年金制度改正（職務外年金部分の厚生年金への統合）前の旧船員保険法の障害年金または遺族年金を受けている方の場合、平成 22 年 1 月以降、職務外部分と職務上部分を合わせた年金が日本年金機構から支給され、職務上年金の上乗せ部分（特別支給金）のみ全国健康保険協会から支給されることになります。

この場合、支給される金額の合計は変わりませんが、日本年金機構と全国健康保険協会から別々に支給されることになりますので、ご注意ください。

- 労災保険制度及び雇用保険制度の手続きに関しては、別添のリーフレットをご参考にしてください（このリーフレットは、本年8月以降、納入告知書に同封してお知らせしているものです）。

【新制度への移行に際して特にご注意いただきたい点】

1 現金給付の年内の申請・お支払いの時期について

- 今回の制度改正は、平成22年1月1日から実施されます。
制度の切替え時期が年末・年始の時期を挟んでおり、制度の運営主体の変更、船員保険特別会計の廃止といった事情もありますので、移行期における制度ご利用に当たり、次のような点にご注意いただくようお願いします。

- ◆ 船員保険特別会計が12月末で廃止されることに伴う会計処理の関係上、11月30日（月）までに窓口にご提出いただく現金給付申請については、年内にお支払いし、12月に入ってからご提出いただく現金給付申請については来年1月に入ってからお支払いすることを原則とさせていただきます。
ただし、失業給付及び傷病手当金については、生活を支える上での緊急性・必要性が高い給付ですので、例外的に、12月4日（金）までに窓口にご提出いただく申請については、年内にお支払いできるようにいたします。
- ◆ ご不便を最小限とするため、事務処理を急ぐよう最大限努力いたしますが、年内の申請はできるだけお早めに行っていただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ◆ なお、このような取扱いはあくまで現金給付に限るものですので、年末・年始の医療機関での受診についての制約はありませんので、ご承知おきください。
- ◆ また、現金給付申請の取扱いについてご不明な点等がある場合には、船員保険の事務を取り扱う最寄りの社会保険事務局・社会保険事務所、失業の認定については、地方運輸局・運輸支局・海事事務所または公共職業安定所にお問い合わせください。

2 新船員保険制度の被保険者証について

- 平成 22 年 1 月から、保険者は、社会保険庁から全国健康保険協会に変わりますが、全国健康保険協会が発行する被保険者証は、被保険者及び被扶養者お一人 1 枚のカード形式（プラスチック素材）となります。

- 平成 22 年 1 月以前から船員保険制度に加入され、被保険者証をお持ちの方は、新しい被保険者証への切替えまでの間は、現在お持ちの被保険者証を引き続き有効にご利用いただけます。
現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成 22 年 8 月末となっていますので、それまでに新しい被保険者証への切替えをしていただくこととなりますが、切替えの詳しい手続きについては、平成 22 年 1 月以降、それぞれの事業所などを通じてお知らせします。

- なお、現在の被保険者証の記号は、かな、漢字及び英数が混在していますが、新しい被保険者証の記号は数字表記に統一される予定です。
また、新しい被保険者証の色は、うぐいす色（黄緑色）となる予定です。

3 疾病任意継続被保険者の保険料の納付について

- 疾病任意継続被保険者の皆様の保険料納付については、平成 22 年 1 月から、コンビニエンスストアでの 24 時間納付などの新たな納付方法が可能となりますので、ご活用ください。
(具体的な納付先等の記載内容は、別途作成中。)

- 毎月の保険料は、月初めに送付される納付書でその月の 1 日から 10 日（10 日が土・日曜日または祝祭日の場合は翌営業日）までに納付してください。正当な理由なく納付期日までに保険料を納められないと、納付期日の翌日で資格喪失することとなり、被保険者証は使用できなくなりますので、十分ご注意ください。

- 初年度（平成 22 年 1 月から 3 月までの 3 カ月）の疾病任意継続被保険者の保険料率は、97.5‰（パーミル）（千分の 97.5）となる予定です。
現在の保険料率（105‰）と比べると、7.5‰の減となる予定です。

4 労災保険の特別加入について

- 労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤によるけがや病気に対して必要な給付を行う制度です。
船舶所有者に雇用されている船員である労働者であれば補償を受けることができますが、船員である船舶所有者の方々（中小事業主の方、労働者（船員）を雇用していない方）が労災保険制度から給付を受けていただくためには、別途、特別加入制度に加入していただく必要がありますのでご注意ください。

- 船員保険の上乗せ給付は、労災保険が支給されていることが支給要件となりますので、船舶所有者の方々におかれましては、特別加入制度に必ず加入していただくことをお勧めします。
なお、特別加入制度の詳しいご案内は、厚生労働省のホームページにも掲載していますので、是非、ご確認ください。また、別添のリーフレットにも特別加入制度の説明がありますので、ご参考としてください。

5 雇用保険の手続きについて

- 船員保険の失業部門については、社会保険庁が保有する船員保険の失業部門の適用データを引き継ぐ形で移行することになっています。
船舶所有者には、平成 22 年 1 月中旬以降に、社会保険庁のデータの移管結果を通知し、その内容を確認していただくことにしていますので、内容を確認の上、必要な事項を届け出ていただくとともに、送付された書類の内容を変更する必要がある場合には、併せて変更事項を届け出てください。

- 施行日（平成 22 年 1 月 1 日）前に、船員保険の適正な届出が行われていない場合には、データ移管が適切に行われず、雇用保険の適用が受けられないなど、船員の方に不利益が生じる場合がありますので、施行日までに適切な届出を行うよう留意してください。

- また、雇用保険制度は、雇用される労働者を対象とした制度です。このため、取締役などの役員であっても、雇用される労働者と認められる場合には被保険者となりますが、法人の代表者は、雇用される労働者には該当しないため被保険者となりません。
現在、船員保険の失業部門の適用を受けている法人の代表者の方については、データ移管の対象となり、雇用保険被保険者として移管結果が通知されることとなりますが、その場合には、お手数ですが、被保険者資格の取消の届出

を行っていただくようお願いします。

○ 船員失業保険証について

施行日（平成 22 年 1 月 1 日）以降に失業された船員の方は雇用保険の受給資格者として求職者給付の基本手当（いわゆる失業給付）を受給していただくこととなります。

基本手当の受給できる日数（所定給付日数という。）は、過去の支給記録と船員失業保険証（※）に記載の記録により決定することとなりますので、引き続き所有し、失業した際には公共職業安定所又は地方運輸局に他の書類と一緒にご提出してください。

なお、施行日以降は船員失業保険証の再発行窓口がないため、万一紛失された場合には、所定給付日数の決定の際に受給資格者にとって不利益となる場合がありますので引き続き大事に保管していただきますよう留意してください。

※ 施行日以後はじめて基本手当を受けようとする場合における受給資格決定の際に船員失業保険証を添付していただくこととなります。

【制度改正に関する問合せ先と制度改正Q & A】

- 制度改正に伴う手続きなどについてご不明な点がある場合、次の問い合わせ先にお問い合わせいただくようお願いします。

(平成 21 年 12 月までの間の問合せ先)

- 船員保険制度改正全般に関するお問い合わせ

社会保険庁運営部企画課船員保険室 (電話 : 03-5253-1111 (内 3596))

- 労働保険の成立手続き及び労働保険料の納付手続きに関するお問い合わせ

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係 (電話 : 03-5253-1111 (内 5158))

- 雇用保険制度への移行に関するお問い合わせ

(雇用保険の適用に関すること)

厚生労働省職業安定局雇用保険課適用係 (電話 : 03-5253-1111 (内 5760))

(雇用保険の給付に関すること)

厚生労働省職業安定局雇用保険課給付係 (電話 : 03-5253-1111 (内 5759))

※平成 22 年 1 月以降のお問い合わせ先は、後日あらためてお知らせします。

- 制度改正に関するQ & Aを添付していますので、ご参考にしてください (今後とも、内容を追加等していく予定です)。